

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市健康増進計画第2期かわさき健康づくり21の中間評価と今後の方向性について

資料 1 川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21 中間評価と今後の方向性概要

資料 2 川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21 中間評価と今後の方向性（案）に対する意見募集の実施結果について

参考資料 健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」に係る施策の所管部署一覧

別 冊 川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21 中間評価と今後の方向性

平成30年4月27日

健康福祉局

川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21 中間評価と今後の方向性 概要

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨と位置づけ

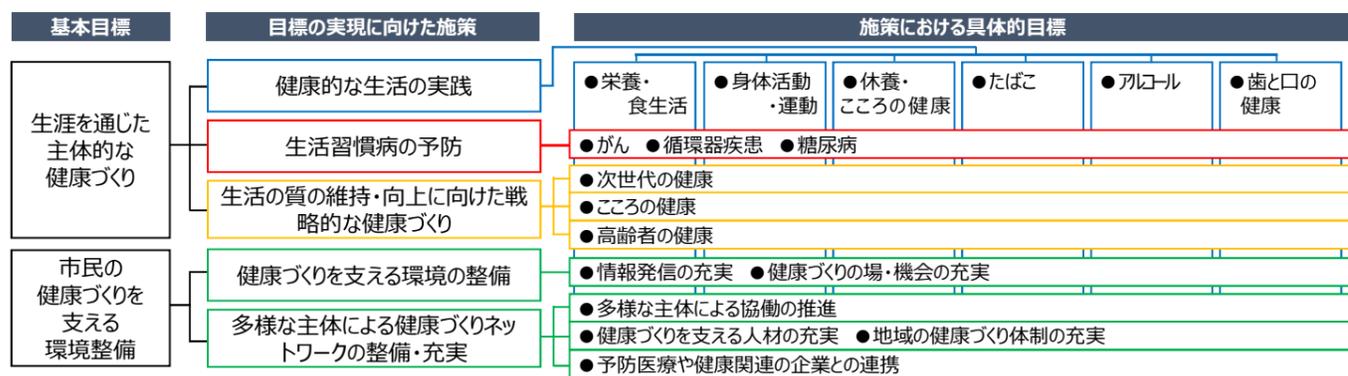
ア 川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」は、健康増進法第7条規定の基本方針により示される「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」の市町村健康増進計画として、市民の総合的な健康増進の推進を図る計画である。平成25～34年度の計画期間の中間年である平成29年度に中間評価を行い、最終評価に向けた目標に対する進捗状況の確認、国や市の動向反映、取組や評価指標の修正等を行う。

イ 本計画は、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念とし、地域福祉計画等の関係計画と連携しながら健康づくりを推進していく。
ウ スケジュール

	H24	H25	～	H29	H30	～	H33	H34
国：健康日本21（第二次）	策定				中間評価			最終評価
市：第2期かわさき健康づくり21	策定			中間評価			調査実施	最終評価

(2) 基本理念 「今日の健康を明日へつなげる健康都市かわさきをめざして」

(3) 体系図



(4) 計画期間 平成25年度～平成34年度までの10年間。平成29年度に中間評価を行い、平成34年度に最終評価を行う。

2 取組結果と指標の進捗状況

(1) 取組内容

目標の実現に向けた施策	取組内容
健康的な生活の実践	・チラシ、ポスター等の作成、掲出による普及啓発 ・食事、運動、禁煙、防煙、アルコール、心やお口の健康に関する講演会、出前講座、健康相談の実施 ・給食施設指導の実施 ・ウォーキングマップの作成
生活習慣病の予防	・パンフレット等による健診（検診）受診勧奨の実施 ・生活習慣病予防のための個別相談、料理教室の実施 ・生活習慣病重症化予防の実施
生活の質の維持・向上に向けた戦略的な健康づくり	・学校における食に関する指導の実施、運動部活動の充実 ・出前講座、健康相談の実施 ・両親学級、乳幼児健診等における健康関連情報の提供 ・介護予防事業の実施
健康づくりを支える環境の整備、多様な主体による健康づくりネットワークの整備・充実	・ラジオ放送、講座、講演会の開催、市政だよりによる健康関連情報の提供 ・ボランティア養成講座の実施 ・健康づくり推進連絡会議、食育推進分科会、地域・職域連携推進会議等の開催 ・健康関連企業との協定の締結

(2) 目標指標の達成状況

評価区分	区分数	主な指標
改善傾向※	31	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙者の減少 がん検診制度を知っている人の増加 市国保特定健康診査受診率の増加 むし歯のない子どもの増加 健康であると感じている高齢者の増加 主食・主菜・副菜をそろえた食事をする人の増加 こころの健康や悩みについて、相談できる場所・機関があることを知っている人の増加 ストレス対処法がある人の増加 がん検診受診率の増加 未成年、妊婦の喫煙、飲酒の減少 自殺による死亡の減少 健康づくり推進ボランティア数の増加
未達成※	22	<ul style="list-style-type: none"> 適正体重を維持する人の増加 よく眠れない人の減少 メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少 朝食を毎日食べる子どもの割合の増加 こころの健康や悩みについて、家族や友人、専門家等に相談できる人の増加 就業または何らかの地域活動を実践している高齢者の増加 生活習慣病予防の情報源がある人の割合 健康づくり関連事業の開催回数及び参加者数 日頃から意識して運動している人の増加 市国保特定保健指導の受診率の増加
参考値※	7	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活での歩数の増加 COPDと喫煙の関連性についての認知度の増加 なんでも噛んで食べることができる人の増加 ロコモティブシンドロームの認知度の増加
評価不可	3	<ul style="list-style-type: none"> 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の減少（国の調査において該当する調査項目が廃止されたため） 地域で健康づくりを目的として活動や情報発信を行う企業・団体数の増加（実施手法が変更したため）

※改善傾向…策定時の値と比較して目標値に近づいている指標
未達成…策定時の値と比較して目標値から離れている指標
参考値…策定時と中間評価で出典となる調査が異なるため

3 中間評価

(1) 健康的な生活の実践

- 健康的な生活の実践は改善傾向にあるが、適正体重の維持は達成していない。
- 適正体重の維持には食事、運動など日常生活の仕方が関係していることが多く、肥満は生活習慣病のリスクともなることから、さらに取組を進める必要がある。

(2) 生活習慣病の予防

- メタボリックシンドロームや糖尿病などの指標が未達成。
- 急速な高齢化の進展が予想されていることから、要介護状態になる要因の約2割を占める生活習慣病の予防にさらに取り組む必要がある。
- がんや生活習慣病の早期発見、早期治療のため健診（検診）受診率の向上にさらに取り組む必要がある。

(3) 生活の質の維持・向上に向けた戦略的な健康づくり

- 働き盛り世代はこころの健康を守るための取組と共に生活習慣病の発症予防のための取組が必要であり、それらは相互に関連していることから、心身の健康を守る取組がさらに必要。
- 今後の高齢化の進展を見据え、さらに健康づくりや介護予防の取組を進める必要がある。

(4) 健康づくりを支える環境の整備、多様な主体による健康づくりネットワークの整備・充実

- 環境の整備は、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むためのものであるとともに、生活する場が健康になる環境であることが必要。
- 策定時と比べ、情報提供の方法や健康づくり推進ボランティアのあり方などが社会状況や地域の実情に合わせ変化してきたことから、市民が健康をより維持しやすい環境のため、情報提供や企業、団体との連携協働、ネットワーク化など環境整備を行う必要がある。

4 第2期計画後半の方向性

(1) 連携による推進

市民の主体的な健康づくりの意識の醸成を図るため、今後さらに関係機関や団体との連携及び協力により、それぞれの役割に応じた取組を引き続き推進する。

(2) 重点的な項目

- ①食生活改善・お口の健康
 - ②身体活動・運動
 - ③たばこ対策
 - ④健診・検診（セルフチェック）
 - ⑤つながり
- 健康づくりや生活習慣病予防の取組の基礎となる食生活の改善、運動・口腔ケア・禁煙の実施等の普及や取り組みやすい環境づくり
■早期発見早期治療のため、健診（検診）受診勧奨の継続と、自らの健康状態を把握するためのセルフチェックの取組
■自助・互助の取組による健康づくりの推進により、地域包括ケアシステムを構築

5 主な分野の今後の取組

(1) 栄養・食生活、歯と口の健康

- 栄養成分表示等を活用した適正体重の普及
- 保育園や学校の給食、企業の食堂等を通じた適切な食生活や健康管理の普及啓発
- 歯科口腔保健の普及啓発

(4) 生活習慣病の予防

- 若い世代への健康づくりへの動機づけを図る「歯っぴーファミリー健診」の実施
- 企業や医療機関と連携した健診・がん検診の受診率向上

(2) 身体活動・運動

- 働き盛り世代に対する産業界との連携による情報提供や啓発
- 高齢者に対するロコモティブシンドロームや虚弱リスク対策の推進
- あと10分歩くことを勧める「プラス10」の啓発

(5) 多様な主体による健康づくりネットワークの整備・充実

- 市民、地域団体、NPO、企業等によるネットワークの充実
- 様々な地域活動による支えあいの健康づくりの取組

(3) たばこ

- COPDの認知度向上
- 受動喫煙リスクの普及啓発

川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21

中間評価と今後の方向性（案）に対する意見募集の実施結果について

1 概要

本市では、国の「健康増進法」「健康日本21（第2次）」に基づく市町村計画として、「川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21」を策定しており、10年間の計画期間の中間年となる平成29年度に、目標値の到達状況の確認と社会情勢の変化に対応しながら健康増進計画を推進するため、中間評価を行い、目標達成に向けた効果的な施策展開を行うため、「川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21 中間評価と今後の方向性（案）」をとりまとめ、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21 中間評価と今後の方向性（案）
意見の募集期間	平成29年12月1日（金）から平成30年1月9日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・市政だより（12月1日号）掲載 ・各区市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局健康増進課にて資料閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所、健康福祉局健康増進課に資料設置

3 結果の概要

意見提出数（件数）	6通（10件）	
内 訳	電子メール	4通（8件）
	FAX	1通（1件）
	持参	1通（1件）
	郵送	0通（0件）

4 主な意見と本市の対応

パブリックコメントで寄せられた意見は、たばこ対策や多様な主体による健康づくりネットワークの整備・充実に関することなど、「川崎市健康増進計画第2期かわさき健康づくり

2 1 中間評価と今後の方向性（案）」の趣旨に沿った意見のほか、セルフチェックに関する
ことなど、今後の取組を進める中で参考とする意見がありました。計画期間後半に向け「川
崎市健康増進計画第2期かわさき健康づくり2 1 中間評価と今後の方向性」を策定すると
ともに、寄せられた御意見については、今後の取組推進に活かしてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

項目	区分					合計
	A	B	C	D	E	
(1) セルフチェックに関すること	0	0	2	0	0	2
(2) たばこ対策に関すること	0	1	0	6	0	7
(3) 多様な主体による健康づくり ネットワークの整備・充実に関 すること	0	1	0	0	0	1
合計	0	2	2	6	0	10

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

6 問い合わせ先

健康福祉局保健所健康増進課

電話：044-200-2438 FAX：044-200-3986

「川崎市健康増進計画 第2期かわさき健康づくり21
中間評価と今後の方向性(案)」に対する意見の概要と市の考え方

(1) セルフチェックに関すること 2件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	我々市民ができる対応策として、将来不安をできるだけ解消し、健康社会をつくるため、老後コストについて情報提供をしてほしいと思います。その情報は、企業、団体等への出前講座のメニューに加え、自らの老後コストを知る(自助)→病気予防→健康寿命の維持→日常生活の改善→健康社会というサイクルに変えていく事を個別に実施していくことが重要だと思います。	健康づくりの取組は、川崎市で進めている地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける、一人ひとりのセルフケアの取組である「自助」、近隣住民やボランティア団体の助け合いである「互助」での取組が大切であり、本計画においては、生涯を通じた主体的な健康づくりと、市民の健康づくりを支える環境整備を基本目標とし、取り組んでいるところです。 現在、「老後コスト」の情報提供や「セルフチェック表」の導入などは行っておりませんが、主体的な健康づくりの推進の観点からも有効な手段でありますので、いただいた御意見を参考にしながら、取組手法の工夫などによって、セルフケア意識の醸成を図り、より一層の自助の取組の支援について検討してまいります。	C
2	健診やがん検診の受診によるチェックも大事ですが、自らが健康づくりに向けた行動をチェック出来るような取組を推奨出来る「セルフチェック表の作成・活用」に取り組めないかと思います。		C

(2) たばこ対策に関すること 7件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
3	喫煙、受動喫煙のたばこに、加熱式たばこ等の新型たばこも含めることが必要です。	現在、健康増進法の改正が検討されており、平成30年1月に厚生労働省から公表された『『望まない受動喫煙』対策の基本的考え方』では、加熱式たばこは現時点の科学的知見では、受動喫煙による健康影響が明らかでないため、当分の間、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室内でのみ喫煙を可能とするとされています。 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」では、加熱式たばこは、喫煙用の製造たばこであり、使用することによりその煙が発生するため、規制の対象としています。 本市においても、当該条例に基づいて対応をしているところで、今後は国の動向を注視しながら取組を進めてまいります。	D
4	受動喫煙にはたばこ煙付着物の発散(第三次たばこ煙)による健康影響が近年問題となっ	第三次たばこ煙は「残留たばこ成分」とも言われ、喫煙者の衣服や髪の毛、喫煙後の呼気に含まれており、健康影響への明確な科	D

	<p>ていますので、それへの留意が必要です。</p>	<p>学的根拠は現時点では示されておらず、規制の対象とされていないことから、本市としても規制の対象とすることは困難と考えております。</p> <p>喫煙者に対するマナー向上への働きかけや、受動喫煙による健康被害防止に向けた広報・啓発に努め、今後も国の動向を注視しながら、引き続き取組を進めてまいります。</p>	
5	<p>東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例制定が望まれます。県とも調整し、提案をよろしくをお願いします。</p>	<p>妊婦や乳幼児に対する取組として、母子健康手帳交付時等のリーフレットの配布や、母子を対象とする健診場面等をとらえ、禁煙や受動喫煙防止の働きかけを行っています。</p> <p>妊婦や乳幼児が受動喫煙から守られることは必要であると考えますので、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」にて対応しながら、妊婦や乳幼児の受動喫煙による健康被害防止に向けた普及啓発に取り組んでまいります。</p>	D
6	<p>「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしくをお願いします。</p>	<p>「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、分煙又は喫煙所設置等の対応をする場合には、喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出防止のため、「仕切り」「排気設備」「空気の流れ」等により措置を講じることが求められています。</p> <p>また、本市においては、家庭内の受動喫煙防止について、換気扇の下での喫煙や空気清浄機の使用では、受動喫煙による健康被害を防ぐことができないことを啓発しているところです。</p> <p>今後も受動喫煙防止に向けた広報・啓発に努め、国の動向を注視しながら、引き続き取組を進めてまいります。</p>	D
7	<p>より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置くことが求められています。禁煙治療の保険適用について、2016年4月からは35歳未満の若い世代は喫煙指数が200以上などの制約の適用外になりますので、この施策の重要性を進めていただきたいと思います。</p>	<p>本市においては禁煙を希望される方が禁煙に成功することは大切なことであると考えていることから、相談があった場合には、禁煙治療の保険診療の適用について案内しております。</p> <p>また、小学校、中学校等では学校教育の中でたばこの害に関する健康教育を実施しております。</p> <p>今後も、若い世代を含め、禁煙を希望する人が禁煙治療につながるよう啓発を行うとともに、小学校、中学校等での健康教育等を実施してまいります。</p> <p>* 喫煙指数とは：1日の喫煙本数×喫煙年数)であり、保険診療の適用による禁煙治療の条件の一つ</p>	B

8	<p>市内の路上や店舗内等での受動喫煙が看過されるような状況では健康どころか「生活する場所が不健康になる環境」に市民をさらすということであり、防止に向けて、本資料に記載された取組に加えて、より多面的なアプローチを行うべきと考えます。具体的には「路上喫煙防止取締強化」「飲食店等全面禁煙条例制定」を、関係部局と連携した主な取組として追記頂くことを要望します。</p>	<p>「健康増進法」及び「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」において、受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることとされています。屋外の受動喫煙については規制の対象となっておりませんが、喫煙者のマナー向上へ働きかけることが大切であると考えますので、関連部局と連携しながら取組を進めてまいります。</p> <p>また、飲食店については「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」において規制されているとともに、現在、改正に向けて検討されている健康増進法においても飲食店を含む施設における受動喫煙防止対策について議論されていることから、国の動向を注視してまいります。</p>	D
9	<p>第4章 3.(1)の「COPDと喫煙の関連性についての認知度の増加」については、出典となる調査が異なる参考値とはいえ、目標との乖離が非常に大きいため、評価に「日本で死亡数が増加傾向にあるCOPDの最大の原因は「喫煙」であることにつき、認知度を高める取組を強化する必要があります。」と追加記載願います。</p>	<p>COPDは、肺の機能が低下し、呼吸困難を招く病気で、最大の原因は喫煙であり、たばこ病とも言われています。発症すると生活の質にも大きく影響しますが、長期の喫煙習慣で発症する疾病であり、予防が可能であるともいえます。「COPDと喫煙の関連性についての認知度の増加」の指標は、今回の調査と出典となる調査が異なるため参考値としていることから評価には記載しておりませんが、5章 1.(4)に記載のとおり、認知度向上のため取組を進めてまいります。</p>	D

(3) 多様な主体による健康づくりネットワークの整備・充実に関すること 1件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
10	<p>食生活改善推進員として、市民とのパイプ役となるボランティア活動を目指しています。今後も活動に対する保健福祉センターの支援をよろしく願います。</p>	<p>食生活改善推進員は、食を通じた健康づくりのボランティアとして、毎年各区保健福祉センターで養成講座が実施され、講座修了後は主体的に地域での活動が進められています。</p> <p>本市としても地域包括ケア推進に向け、地域ぐるみで主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関するボランティアの養成とボランティア活動の支援を引き続き実施してまいります。</p>	B

健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」に係る施策の所管部署一覧(平成30年4月1日現在)

目標の実現に向けた施策	施策における具体的目標	主な取組	掲載ページ	取組の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
健康的な生活の実践	栄養・食生活	保育園における食に関する取組	P43-46	こども未来局子育て推進部運営管理課	200-2609	43504
		学校における食に関する取組	P43-46	教育委員会事務局健康給食推進室〔食育推進〕	200-2158	51204
		その他、食に関する取組	P43-46	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
	身体活動・運動	総合型地域スポーツクラブの充実、市民体力テストの集い	P47-49	市民文化局市民スポーツ室〔企画調整〕	200-3311	27401
		その他、運動に関する取組	P47-49	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
	休養・こころの健康	メンタルヘルス普及啓発事業	P50-51	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	200-2430	33901
	たばこ	禁煙・受動喫煙防止に関する取組	P52-54	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
	アルコール	アルコールに関する健康教育	P55-56	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
歯と口の健康	歯科口腔保健に関する取組	P57-58	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701	
生活習慣病の予防	がん・循環器疾患・糖尿病	健診(検診)の実施、受診勧奨、普及啓発、重症化予防に関する取組	P59-61	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
生活の質の維持・向上に向けた戦略的な健康づくり	次世代の健康	保育園における食に関する取組	P62-65	こども未来局子育て推進部運営管理課	200-2609	43504
		学校における食に関する取組	P62-65	教育委員会事務局健康給食推進室〔食育推進〕	200-2158	51204
		学校における健康・運動・歯に関する取組	P62-65	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	200-3324	51303
		乳幼児や学童期の食・歯に関する取組	P62-65	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
		学校における喫煙、飲酒防止に関する取組	P62-65	教育委員会事務局学校教育部健康教育課	200-3324	51303
		その他、防煙、禁煙、受動喫煙防止、飲酒防止に関する取組	P62-65	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701

健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」に係る施策の所管部署一覧(平成30年4月1日現在)

目標の実現に向けた施策	施策における具体的目標	主な取組	掲載ページ	取組の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
生活の質の維持・向上に向けた戦略的な健康づくり	こころの健康	メンタルヘルス普及啓発、ゲートキーパー養成等の取組	P66-69	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	200-2430	33901
	高齢者の健康	介護予防に関する取組	P70-74	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
		介護♥予防いきいき大作戦	P70-74	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課	200-2650	32501
健康づくりを支える環境の整備	情報発信の充実 健康づくりの場・機会の充実 多様な主体による協働の推進 健康づくりを支える人材の充実 地域の健康づくり体制の充実	公園、運動施設、散策路の整備	P75-76	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課	200-2390	40811
		スポーツセンター等の管理・運営	P75-76	市民文化局市民スポーツ室〔企画調整〕	200-3311	27401
		その他、健康づくりに関する取組	P75-76	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701
多様な主体による健康づくりネットワークの整備・充実	予防医療や健康関連企業との連携	いきいきリーダー養成講座	P77-79	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課	200-2650	32501
		ゲートキーパー養成講座	P77-79	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	200-2430	33901
		その他、養成講座、会議等	P77-79	健康福祉局保健所健康増進課	200-2429	32701